

財務諸表の注記

1. 継続企業の前提に関する注記

財務指標関係、財務活動関係、事業活動関係、その他継続事業に支障を及ぼす事項はありません。

2. 資産の評価基準及び評価方法、固定資産の減価償却の方法、引当金の計上基準等財務諸表の作成に関する重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

移動平均法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法による原価法

(3) 有形固定資産（リース資産を除く）

法人税法の規定による定率法、ただし平成10年4月1日以降に取得した建物については定額法

（会計方針の変更）

法人税法の改正の伴い、当期より平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しています。

(4) 無形固定資産

法人税法の規定による定額法

(5) リース資産

リース物件の所有権が借主に移転するもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

(6) 貸倒引当金

債権のほとんどの取引が現金取引及び官公庁との取引に付、引当てておりません。

(7) 賞与引当金

業績により支給しており、引当てておりません。

(8) 退職給付引当金

中小企業退職金共済制度に加入しており、引当てておりません。

(9) 役員退職慰労引当金

無報酬に付、引当てておりません。

(10) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

3. 重要な会計方針の変更はありません。

4. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
小 計	0	0	0	0
特定資産				
積立預金				
小 計	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0

5. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	(うち指定正味 財産からの充当)	(うち一般正味 財産からの充当)	(うち負債に対 応する額)
基本財産				
小 計	0	0	0	0
特定資産				
積立預金				
小 計	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0

6. 担保に供している資産はありません。

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
器具 備品	7,067,190	4,576,330	2,490,860
車両運搬具	6,026,309	5,476,987	549,322
合 計	13,093,499	10,053,317	3,040,182

8. 債権について貸倒引当金は引当てておりません。

9. 保証債務等の偶発債務はありません。

10. 満期保有目的の債権はありません。

11. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位：円)

補助金等の名称 (交付者)	前期末残高	当期残高	当期減少額	当期末残高	貸借対照表 上記載区分
補助金：宮古観光協会 補助金（宮古市）					
合 計					

12. 基金及び代替基金の増減額及び残高はありません。

13. 指定正味財産から一般正味財産への振替額はありません。

14. 関連当事者との取引はありません。

15. キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。

また重要な非資金取引はありません。

16. 重要な後発事象はありません。

17. その他公益法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産増減の状況を明らかにするために必要な事項は、特段ありません。